

区 分	所 得 等 の 区 分		平成26年10月1日以後に 開始する事業年度		平成20年10月1日から 平成26年9月30日までに 開始する事業年度	
			法人事業税	地方法人 特別税	法人事業税	地方法人 特別税
資本金又は出資金が 1億円以下の普通 法人等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.4%	43.2%	2.7%	81%
		所得のうち年400万円超 年800万円以下	5.1%		4.0%	
		所得のうち年800万円超	6.7%		5.3%	
		3以上の都道府県に事務所等 を有する資本金又は出資金が 1,000万円以上の法人の所得	6.7%		5.3%	
特別法人 ※医療法人、信用 金庫、各種組合等	所得割	所得のうち年400万円以下	3.4%	43.2%	2.7%	81%
		所得のうち年400万円超	4.6%		3.6%	
		3以上の都道府県に事務所等 を有する資本金又は出資金が 1,000万円以上の法人の所得	4.6%		3.6%	
電気供給業・ガス供 給業・保険業を営む 法人 ※収入金額課税法人	収入割		0.9%	43.2%	0.7%	81%